

令和6年度 第5回 兵庫県民ゴルフ決勝大会
実 施 要 項

開 催 日 : 令和6年11月26日(火)

会 場 : センチュリー三木ゴルフ倶楽部

〒673-0721 三木市細川町高篠梨の木152 TEL : 0794-86-2600

1. 競技規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技の条件 : 18ホール・ストロークプレー (ダブルペリア競技) (昼休憩有り)
3. タイの決定 : 順位がタイの場合は、年齢上位者より順位を決定する。尚、それでも決しない場合はマッチング方式にて決定する。
4. ティ・マーク : 男性 白ティ 但し70歳以上 (ゴールドティ使用可)
女性 赤ティ
5. 賞 : 個人 1位~5位 飛賞 10位 20位 30位 40位 50位
※ 上位3名の方には、令和6年12月3日(火)
第18回のじぎくオープンゴルフ選手権プロアマ競技への参加資格を付与する。
(辞退の場合は次点者へ権利が移る)
優勝チームに (チームの上位4名ネットスコア合計) 記念品進呈
6. 練習場 : 練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては、備え付けの球を使用し、
スタート前の練習は1コイン(24球)を限度とする。
7. プレーのペース : 委員会は、ゴルフ規則5.6aに基づき、ローカルルールにて方針を設定する。
8. 競技の短縮 : 委員会は、コースの状態が適正なるプレー不可能と判断した時は、競技の条件
に定めてあるホール数を短縮することができる。

付 記

1. クラブハウス開館は、6時30分とする。
2. 来場の際は、センチュリー三木ゴルフ倶楽部服装規定をご確認ください。
3. 競技終了後、表彰式を行います。2階レストランにお集まりください。
4. 指定練習ラウンドは、平日の通常営業日とする。特別料金にて1回までエントリー可能とする。
エントリーに関する詳細は、センチュリー三木ゴルフ倶楽部に電話にて申し込みをすること。
5. お問い合わせ : 兵庫県ゴルフ連盟(078-392-0562)又はセンチュリー三木ゴルフ倶楽部 (0794-86-2600)

主 催 : 兵庫県ゴルフ連盟

共 催 : 兵庫県ゴルフ連盟加盟 市町ゴルフ団体(20市町ゴルフ協会)

後 援 : 兵庫県ゴルフ協会



この大会は、「兵庫県ゴルフ振興基金」の助成を受けて開催します。

令和6年度

第5回兵庫県民ゴルフ決勝大会

期 日 : 令和6年11月26日(火)

会 場 : センチュリー三木ゴルフ倶楽部

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
但し、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のコースの区域に止まった球は、アウトオブバウンズの球とみなす。尚、特設ティのあるホールで、第1打がアウトオブバウンズもしくは紛失球の場合、特設ティよりプレーイング4にてプレーすることができる。
2. 修理地は白線によってその縁を定める。
3. レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線によってその縁を定める。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。但し、3番、13番、16番、18番ホールに於いてレッドペナルティーエリアの中にある場合(見つかっていないがそのペナルティーエリアにあることが分かっている、または、事実上確実である場合)、ドロップゾーンを使用することができる。(1罰打を付加してプレーできる)
4. ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
7. 特定の用具の使用制限
 - a. 『適合ドライバーヘッドリスト。ローカルルールひな型 G-1』を適用する。
 - b. 『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型 G-2』を適用する。
 - c. 『適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3』を適用する。
 - d. 『壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え』ローカルルールひな型 G-9 を適用する。
8. 規則 5.5b は次のように修正される: 2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない:
 - ・終了したばかりのパットニンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
 - ・終了したばかりのパットニンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパットニンググリーン面をテストする。
9. 危険な状況のためのプレーの即時中断は、1回の長いサイレンによって伝えられる。その他すべての中断は、短いサイレンの繰り返しによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は1回の長いサイレンによって伝えられる。また、プレーの中断、プレーの再開は全てカート無線・ナビの案内によっても伝えられる。(規則 5.7b 参照。)
10. 12番、18番のバンカーを形成する※枕木は不可分なものとする。
※注意 (動かさない障害物であり救済は受けられない。)
11. プレーのペースについて
先行組との間隔を不当に開けないように注意すること。
 - ① 9ホールのプレー所要時間が2時間30分以上
 - ② 且つ、先行組より15分以上遅れた場合
上記違反は、その組全員に1打罰とする。(2回目2打罰)委員会が特別に認めた場合は除く。
また、特別な事情もないのに遅れた場合ストロークに要する許容時間を個別に計測する。
 - ③ ストロークに要する許容時間

原則：40秒（ただし、ティーイングエリア・第2打地点・パッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。）

④ 罰則

注意1回目-警告、2回目-1打罰、3回目-更に2打罰、4回目-競技失格とする。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

3. スコアカードの提出

スコアカードは、プレーヤーの両足がスコアリングエリアから出たときに提出されたことになる。

4. 競技終了時点

本競技は、競技委員長が成績表に署名された時点をもって終了したものとみなす。

5. 正規のラウンド中、乗用カートの乗車を認める。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタート前に掲示して告知する。

2. 正規のラウンド中に2点間の直線距離以外の高低差などが計測できる距離測定器を使用した場合、プレーヤーは規則4.3a(1)の違反となる。

3. スタート前の練習は、指定練習場で行い、打球練習場では1コイン24球を限度とする。

4. コールオン方式採用

パー3のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組の全員がティーイングエリアまで来ている場合、グリーン上にあるすべての球の位置をマークして拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続組にティーイングエリアからプレーさせることができる。先行組からプレーすることを求められ、後続組がそれに応じたときは、その段階で後続組の各プレーヤーがその球を拾い上げて良いとの許可を先行組に与えたものとみなす。

5. ハーフターン時の練習は、パターのみとする。

6. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、規則10.2aにより罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

7. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 川村典之